

日本エネルギー環境教育学会公式ホームページ管理運用

申し合わせ

2023年12月7日

1

総務委員会は、日本エネルギー環境教育学会（以下、本会という）公式ホームページの内容について責任を負う。

2

本会会員は、会員が所属する団体や組織のホームページおよび会員個人のホームページへのリンクを、本会公式ホームページへ掲載することを総務委員会に対して申請することができる。

- (2) 本会公式ホームページに掲載するリンク先は、運営する団体や組織または個人の名称が明記されているホームページに限る。
- (3) 会員からのリンク掲載の申請は本会事務局を通じて行う。
- (4) リンクの掲載期間は最長1年間とし、1年以上継続して掲載する場合は1年ごとに掲載継続の申請を行う。
- (5) 次のいずれかの場合には当該ホームページへのリンクを削除する。
 - ア リンクの掲載を申請した会員から削除の申請があった場合
 - イ 1年間の掲載期間を経過後、掲載継続の申請がない場合
 - ウ 当該ホームページが削除された場合および内容が大幅に改訂された場合
 - エ 総務委員会が適切でないと判断した場合

3

上記会員等からの情報については、「事務局から」のページを設け反映することを基本とするが、それに限らない。

なお、この申し合わせについては、令和5年12月8日から施行する。